

最高裁判所事務総局規則

昭和22年12月1日最高裁判所規則第10号

改正 昭和23年10月13日最高裁判所規則第24号
昭和23年12月28日最高裁判所規則第40号
昭和24年7月1日最高裁判所規則第17号
昭和25年1月17日最高裁判所規則第2号
昭和25年5月1日最高裁判所規則第13号
昭和26年3月31日最高裁判所規則第2号
昭和27年4月23日最高裁判所規則第9号
昭和28年3月30日最高裁判所規則第6号
昭和38年4月22日最高裁判所規則第4号
昭和43年4月20日最高裁判所規則第2号
昭和50年4月7日最高裁判所規則第2号
昭和56年3月18日最高裁判所規則第1号
令和6年3月1日最高裁判所規則第6号

最高裁判所事務局規則を次のように定める。

最高裁判所事務総局規則（昭二三最裁規四〇・改称）

第一条 最高裁判所事務総局に最高裁判所が定める員数の職員を置く。

（昭二七最裁規九・全改、昭五六最裁規一・一部改正）

第二条 最高裁判所事務総局にその事務を分掌させるため、局及び課を置く。

2 局にその事務を分掌させるため、課（以下「局の課」という。）及び室を置くことができる。

（昭二三最裁規四〇・昭二八最裁規六・昭三八最裁規四・昭四三最裁規二・一部改正）

第三条 最高裁判所事務総局に事務次長一人を置き、裁判所事務官を以てこれに充てる。

2 事務次長は、事務総長を助け、事務総局の事務を整理し、各局課の事務を監督する。

（昭二三最裁規四〇・昭二六最裁規二・一部改正）

第三条の二 最高裁判所事務総局に審議官を置き、裁判所事務官をもつて充てる。

2 審議官は、上司の命を受けて、事務総局の事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（昭五〇最裁規二・追加）

第三条の二の二 最高裁判所事務総局にデジタル審議官を置き、裁判所事務官をもつて充てる。

2 デジタル審議官は、上司の命を受けて、事務総局の事務のうちデジタル化の推進、情報セキュリティの確保、情報システムの整備及び管理並びに統計情報に関する重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（令六最裁規六・追加）

第三条の三 最高裁判所事務総局に家庭審議官を置き、裁判所技官をもつて充てる。

2 家庭審議官は、上司の命を受けて、事務総局の事務のうち家庭裁判所制度に関する重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（昭五六最裁規一・追加）

第四条 局及び課に局長又は課長を置き、裁判所事務官を以てこれに充てる。

2 局長及び課長は、上司の命を受けて、その局又は課の事務を掌理する。

（昭二三最裁規四〇・昭二六最裁規二・昭四三最裁規二・一部改正）

第四条の二 最高裁判所事務総局に局又は課の所掌に属しない事務を所掌する職で課長に

準ずるものを置くことができる。

2 前項の職は、裁判所事務官をもつて充てる。

(令六最裁規六・追加)

第五条 局の課及び室に課長（以下「局の課長」という。）又は室長を置き、裁判所事務官又は裁判所技官を以てこれに充てる。

2 局の課長及び室長は、上司の命を受けて、その課又は室の事務を掌理する。

(昭四三最裁規二・全改)

第六条 局に局の課又は室の所掌に属しない事務を所掌する職で局の課長に準ずるものを置くことができる。

2 前項の職は、裁判所事務官又は裁判所技官を以てこれに充てる。

(昭四三最裁規二・追加)

第六条の二 局及び課に参事官を置くことができる。

2 デジタル審議官の下に、参事官（第五項において「デジタル審議官付参事官」という。）を置くことができる。

3 参事官は、裁判所事務官又は裁判所技官をもつて充てる。

4 局又は課に置かれた参事官は、上司の命を受けて、その局又は課の事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画する。

5 デジタル審議官付参事官は、上司の命を受けて、デジタル審議官の職務のうち重要な事項の企画及び立案に参画する。

(昭五〇最裁規二・追加、令六最裁規六・一部改正)

第七条 局及び課に局付又は課付を置くことができる。

2 デジタル審議官の下に、デジタル審議官付を置くことができる。

3 局付、課付及びデジタル審議官付は、裁判所事務官をもつて充てる。

4 局付及び課付は、上司の命を受けて、その局又は課の事務をつかさどる。

5 デジタル審議官付は、上司の命を受けて、デジタル審議官の職務を助ける。

(昭三八最裁規四・全改、昭四三最裁規二・旧第六条繰下・一部改正、令六最裁規六・一部改正)

附則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附則（昭和二三年一〇月一三日最高裁判所規則第二四号）

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附則（昭和二三年一二月二八日最高裁判所規則第四〇号）

この規則は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則（昭和二四年七月一日最高裁判所規則第一七号）

この規則は、公布の日から、施行する。

附則（昭和二五年一月一七日最高裁判所規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用する。

附則（昭和二五年五月一日最高裁判所規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二六年三月三十一日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則（昭和二七年四月二三日最高裁判所規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二八年三月三〇日最高裁判所規則第六号）

この規則は、昭和二十八年四月一日から施行する。

附則（昭和三十八年四月二二日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和三十八年五月一日から施行する。

附則（昭和四三年四月二〇日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和四十三年五月一日から施行する。

附則（昭和五〇年四月七日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和五十年四月十日から施行する。

附則（昭和五六年三月一八日最高裁判所規則第一号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月一日最高裁判所規則第六号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。